

日本DPO協会 第5回専門研究部会セミナー
「個人情報保護法改正フォローアップ」

『企業実務の現場からみた改正個人情報保護法の影響について』

2021/04/19

株式会社 日立製作所

情報セキュリティリスク統括本部

大門 学

企業での個人情報保護に対する取り組み

情報セキュリティ報告書2020 「個人情報保護に対する取り組み」、「プライバシー保護の取り組み」
<https://www.hitachi.co.jp/sustainability/download/pdf/securityreport.pdf>

テクノロジーの進展に伴いデータの利活用が急速に進む中、個人情報保護への関心も高まっています。EUをはじめ多くの国と地域が個人情報に関する権利保護を目的とした法律を制定しています。

そのような環境の中、安全・安心な社会インフラシステムを提供する当社は、お客様からお預かりした個人情報や、事業運営に関わる個人情報を確実に管理するため、個人情報保護の取組みを重視しています。

「安心・信頼を提供する。」、「個人の権利を大切にする。」という個人情報保護に関するビジョンを定め、グローバル社会の一員として個人情報保護に取り組んでいます。

VISION

グローバル社会の一員として個人情報保護に取り組む

1. 安心・信頼を提供する

- 法令などに適合した個人情報保護・機密情報管理プログラム（プロセス規定）の遵守により、事業に取り組み、安心・信頼を提供してまいります。

2. 個人の権利を大切にする

- 個人の権利尊重に対して、企業として誠実に向き合います。
- 「個人情報保護」は基本的人権の尊重であり、企業での経営の重要イシューとして取り組みます。

【参考】個人情報保護における環境変化への対応と企業姿勢の変化

企業の【MISSION】、【VALUES】、【VISION】

これからの 個人情報保護

プライバシー保護

グローバル

経営・事業

自主的取組み

個人の権利

企業への信頼

個人情報保護は
『投資』

各国法制の整備進展と
域外適用・越境移転規制の
常識化

データ利活用
ビジネスの進展
<データの価値向上>

技術革新を踏まえた
データ保護と利活用の
バランス

過去

法令遵守

国内主体

内部管理

形式的

個人情報保護は
『コスト』

環境変化への対応

越境移転データの流通・
増大に伴う新たなリスク

企業の社会的責任
(CSR)

個人情報に対する
意識の高まり
<市場の要請>



個人情報保護フレームワーク

方針

基本方針の策定【トップマネジメント】

※基本方針に従った個人情報保護のガバナンス

内部 規程

個人情報の取扱い規程の整備

4つの安全管理措置

組織的 措置

- ・組織体制の整備
- ・規律の整備・運用
- ・取扱い状況を確認する手段の整備
- ・取扱い状況の評価、管理措置の見直し・改善
- ・漏えい等の事案に対応する体制の整備
- ・点検、監査 等

技術的 措置

- ・アクセス制御
- ・アクセス権限の管理
- ・不正ソフトウェア対策
- ・アクセス権限の管理、認証
- ・移送、送信時の対策
- ・情報システムの対策、監視 等

人的 措置

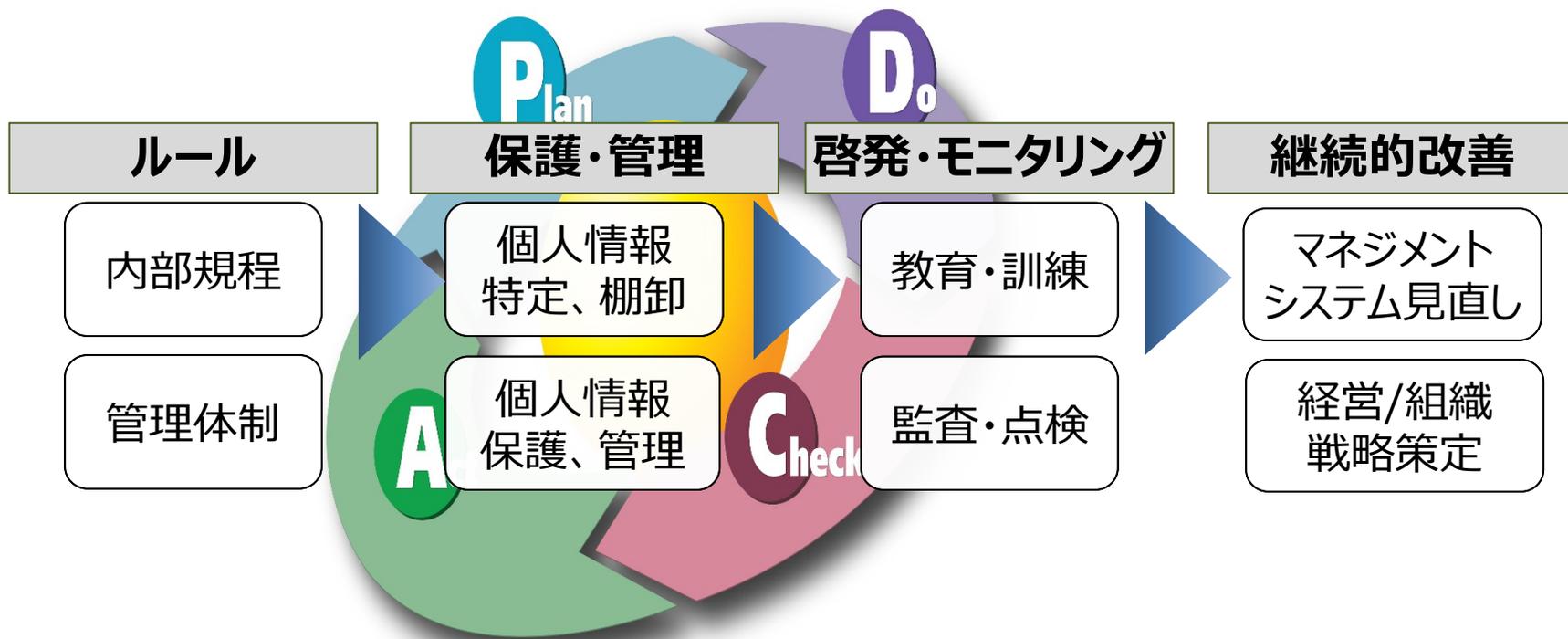
- ・個人情報の適正な取扱いの周知徹底
- ・定期的な教育・訓練 等

物理的 措置

- ・建屋、室内の入退出管理
- ・機器、媒体、書類などの盗難、紛失防止策
- ・廃棄時の漏えい防止策 等



- 個人情報保護マネジメントシステム（PMS）の着実な実行
- PDCAを回し、定期的見直し、継続的改善を実行



- 日ごろからの個人情報の**基本管理の徹底**
法令等遵守、適合の対象となる
 - 事業者が管理する個人情報を着実に「**特定**」し、「**把握**」しているか。
 - 定期的に「**棚卸、データマッピング**」しているか。

改正個人情報保護法等への実務対応プロセス（案）

改正個人情報保護法等の企業実務対応は、21年度から本格的着手

＜企業実務対応＞



■プロセス■

個人情報保護
法令改正等

「内部規程」、
「管理手順」改訂

改正「内部規程」、「管理
手順」の周知徹底、定着化

監査、
点検

課題 法令等と現行内部
規程との『差分』の
把握、規則への反映

課題 『平易な』 内部規程
『シンプルな』 管理手順
『わかりやすい』 教育

事業部門(=実際に個人情報を取扱う部門)

■改正保護法実務対応スケジュール案■

FY21				FY22
1Q	2Q	3Q	4Q	1Q
「内部規程」及び「管理手順」改訂			移行期間	「内部規程」施行
改正個人情報保護法（対応）の継続教育、周知徹底				

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要に対する主な検討事項

■ 企業実務検討について

令和2年改正個人情報保護法への企業実務対応だが、内部規程の改訂だけでなく、企業における**現行の個人情報の取扱い実務（＝管理手順）見直し**の比重が大きい。

テーマ	法改正の内容
漏えい等国への報告・本人通知	・漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人通知を義務化する。
<検討事項> <ul style="list-style-type: none">・企業姿勢や現行の内部規程での報告ルールを考慮した企業としての「報告対象」の決定（> 報告義務対象）・本人への通知義務の例外規定に該当する事例の検討	

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要に対する主な検討事項

テーマ	法改正の内容
仮名加工情報	・「仮名加工情報」を創設し、内部分析等を条件に、利用目的の変更の制限等を緩和する。
<検討事項> <ul style="list-style-type: none">・技術革新等に伴うデータの利活用を推進するため、企業内での「仮名加工情報」の活用を促進・企業実務においては新しい管理であり、「仮名加工情報」の定義、特定及び安全管理措置ルールの教育、マニュアル等による理解、周知徹底	

テーマ	法改正の内容
個人関連情報	提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られている等の確認を義務づける。
<検討事項> <ul style="list-style-type: none">・データマッピング、業務フローの確認・新しい情報類型の創設であり、教育、マニュアル等による理解、周知徹底・規則案に定められた実施事項（①記録事項、②提供元における確認方法、③記録作成方法、④記録保存期間）については、現行の企業内管理スキーム（個人データの第三者提供における記録・確認等）へのビルトインを検討	

令和2年改正個人情報保護法 政令・規則の概要に対する主な検討事項

テーマ	法改正の内容
越境移転	<ul style="list-style-type: none">・本人同意に基づく越境移転：同意の取得時に本人への情報提供を求める。・体制整備要件に基づく越境移転：移転先による個人データの適正な取扱いの継続な確保のための「必要な措置」及び本人の求めに応じる情報提供を求める。
<p>＜検討事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">・法令等に定められ情報提供や対応を内部規程に定めていくことになるが、企業として本件に係る負担を懸念。合理的な対応策を検討していく。	

テーマ	政令・規則の内容
法定公表事項	<ul style="list-style-type: none">・公表事項：安全管理のために講じた措置を追加（ただし、公表により支障を及ぼすおそれのあるものを除外）
<p>＜検討事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報の取扱いについて講じている安全管理措置の確認・通知・公表事項の見直し：「安全管理のために講じた措置」を追加・利用目的他通知・公表事項の記載の見直し検討	

おわりに.

令和 2 年改正個人情報保護法は、企業にとって必要な「環境変化への対応」が反映されている。

企業には外形中心の個人情報保護ではなく、実効性のある個人情報の保護・管理がより強く求められている。

